

## 書評

アントン・タウチャー

## 『カメラリスムスの國家經濟論』

Anton Tautscher: Staatswirtschaftslehre  
des Kamerarismus, Bern 1947, SS. 127.

木村元一

タウチャーの新著を知つたのは、もう二年ほどまへのことである。それ以來、カメラリスムスに關する新文獻、しかも『國家經濟論』をテーマとする戦後のドイツ學者の新著といふ意味で、わたくしは非常な興味を以て、この書に接する機会を待つた。今年の五月、早稲田大學に本書が入つたことを知り久保田明光教授にお願ひして閲覽の便を得るはつになつてゐるが、わたくしの不精のため、のびのびにしてゐるうちに、八月になつて、一橋大學にもやうやくその一部が到來した。そこで、早速ひととほり全巻を通讀したが、實のところ、わたくしの期待は裏切られたのである。期待が大きすぎたためであらうが、問題提起について別段あたらしいものもなく、内容もきはめて大雑

書評

把で、いはば入門書程度にすぎない印象をうけたからである。したがつて書評にとり上げるに就いては、かなり躊躇せざるを得なかつた。しかしカメラリスムスの財政經濟論に關する新著があらはれたこと自體について、わたくしは相當の意義をみとめたかつたのと、この機會にカメラリスムス研究の方向に關し、若干の問題を提出しておくのも徒爾ではないと考へて、あつて本書をとり上げることにした。

著者について一言する。著者タウチャー教授(現在ダラウ大學の員外教授)は、すでに十數年來、カメラリスムスに關する研究論文を發表してゐる。例へば、"Volkswirtschaft und Weltwirtschaft im deutschen Merkantilismus", in: Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 30, S. 313 ff. —: "Die dynamische Kredittheorie der deutschen Merkantilisten", in: Weltwirtschaftliches Archiv, Bd. 56, S. 143 ff. —: "Die Steuer als Gestaltungsmittel der Volkswirtschaft bei den deutschen Merkantilisten", in: Finanz-archiv, N. F., Bd. 9, S. 303 ff. などであり、別に、"Hilfen und Steuern im Merkantilismus", in: Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Bd. 30, S. 313 ff. (Carl Jens 1939, 但し未見)。序文によると新版の財政學全書第四卷には、"Die Theorie des öffentlichen Kredites bei den deutschen Merkantilisten" を寄稿してゐるやうである。

さて本書は、緒論でカメラリスムスの本質に關する簡単な學說史的展望を與へたのち、

一 基礎 (1) 國民經濟論と國家經濟論 (2) 國民經濟と國家 (3) 國家經濟)

二 豫算と國家經濟 (1) 豫算の本質と内容 (2) 豫算の構造と (編別)

三 國家經濟の任用 (1) 國家任用の本質 (2) 國家任用の範圍 (3) 國家任用の種別)

四 國家經濟の任用充足 (1) 國家經濟的企業による國家の自 己扶養 (2) 國家經濟的企業による貨幣獲得 (3) 公信用に による貨幣獲得 (4) 租税による徴收經濟的貨幣調達

五 カメラリスムス國家經濟論の諸影響

をスケッチする。本文わづか一二〇ページ足らずの小冊子にこ れだけの内容を盛り込むといふのであるから、説明はいきほい簡 略にならざるを得ない。

まづカメラリスムスの本質についてみると、タウチャーは、西ヨーロッパ諸國の重商主義が、沿岸的・國民的なのに反して、ドイツ重商主義としてのカメラリスムスが、内陸的・領邦的な 特質を有することを指摘し、ヤーンやチレンチーガーの考へ を是認する。従来しばしば問題になつたカメラリスムスにおけ る理論體系の有無の問題については、『體系はないが體系的性 格がある』と答へ、さらに理論概念を擴大して、カメラリスム スのなかに『國民經濟に關する正しき眞正なる理論』の存在を

見出し、ついでカメラリスムスを以て、『國家科學的經濟理論』、『政治的經濟理論』なりと規定する。

以下本論では、ユスチ、プファイファー、ベルリッツ、ベンゼン、シュレーダー、ゾンネンフェルス、ベッヒャー、ビュツ シュ、カナル、ドエーラー、ストゥルエンゼー、マン等々、ドイツのみならず、イギリス・フランスの著者を引用し、ほとん ど引用文のみを以て敘述をすゝめるといふ方法が採用される。引用はきはめて自由自在である。例へば國家論については、主としてユスチが引用され、豫算論では、ユスチのほかにはベルリ ッツとベンゼンが、公信用論では、ストゥルエンゼーやビュツ シュが主役を演ずる。租税論での主役はゾンネンフェルスとカ ナールである。換言すれば、カメラリスムスにおける前期と後 期の差異が捨象せられ、それぞれの特質は無視される。十八世 紀末のゾンネンフェルスの引用のすぐあとに十七世紀中葉のシ ユレーダーの引用句が續き、さらに十九世紀のストゥルエンゼ ーが同一の調子であとを引づく。

これらの敘述を通じて著者が強調してゐることは二つある。そのひとつは、カメラリスムスが國家中心の『理論』であり、あらゆる命題が國家の本質から導き出されてゐるといふ點であ る。カメラリストは、國家を福祉増進のための社會的結合である と考へるから、國民經濟論は、福祉の源泉と條件を教へると 共に、福祉増進の手段を探究しなければならない。他方國家は 國民經濟の前提、いなその作出者であり、したがつて、國家の

維持に必要な経費、および福祉目的達成に必要な経費の充足は、優先的な地位を與へられる。國家經濟は國民經濟の『心臓』(エヌチ)に他ならないこと、この考へが、エヌチのみならず、あらゆるカメラリストの基本的な考へであり、カメラリストといふそのものの基本的命題を成すといふ。これが著者の強調する第一點である。

第二の點は、國家經濟的措置が、すべて國民經濟的福祉の増進と關係づけられてゐるといふことである。経費のみならず、あらゆる収入獲得方法が、収入目的と同時に經濟政策的意義において考へられてゐる。収入取得はむしろ『副目的』(エヌチ)である。問題は農工商身分の繁榮である。然るに、産業諸部門の眞の繁榮のためには、各部門間に正しい比例關係が成立せねばならない。この比例關係は、自然の推移にゆだねると絶えず偶然的事情により破壊される。そこで國家の統制が必要となつてくるのであるが、國家經濟も、かゝる統制の手段として重要な意味をもたされるのである。

要するにタウチャーはカメラリスムスを、一方では國家中心の經濟理論——干渉的國家の經濟理論——と特徴づけ、他方において國家經濟(II財政)の國民經濟による制約の理論として特徴づける。カメラリスムスにおいては、國家は國民經濟の形成要素であると同時に、國家の經濟は、收支ともに國民經濟の繁榮を目標とし管理されなければならない。

## 書評

### 三

タウチャー教授は、その著の序文でかう言つてゐる。『カメラリスムスのごとく、遠くへだたつた時代の學問分野に關する報告は、何か主觀的なものとまで言ふのは行き過ぎであるとしても、何か個人的なものを含む』(傍點わたくし)と。たしかに、古い時代の、しかも長年にわたつて生成・發展・解體して行つた學問分野(それを一括してカメラリスムスと呼ぶことすら多くの困難がある)を、體系的に敘述するとすれば、おのづから『報告者』の個性が入りこみ、ひとによつて異なる像がむすばれるであらう。しかしタウチャー教授が、『國家中心』ならびに『財政の國民經濟的考慮』をカメラリスムスの主要特徴と見るのは、單なる個性の問題ではなささうに思はれる。なぜならば、彼は、最近の經濟世界において、『經濟政策的に武裝せる國家經濟論』が必要になつてきたことを説き、その必要を満すために、カメラリスムスの復興——もとよりそのまゝの復興ではないが——を要請してゐるからである。教授によれば、經濟政策的要求が、好むと好まざるとにかゝらず、財政を國民經濟の中心の地位にひきもどし、豫定調和の前提に立つ自由主義財政論では處理できない問題を發せしめつゝあり、かゝる事態が進展するにつれて、カメラリストの國家經濟論——上述の規定における——が前景に浮びてゐるといふ。

しかし、この程度の解釋は、あまりにも常識化したステレオ

版にすぎない。問題はむしろそれから先にあるのである。ところが本書では、カメラリスムスにおける『國家』とか『國民經濟』とか『國家經濟』が如何なる歴史的意義のものであつたか、『福祉』の具體的内容は何であつたか、『公』債や『公』有地、『公』企業や『租税』が如何なる内容のものであつたか、これらの點の分析は少しも行はれてゐない。農工商部門間の『均衡』破壊と近代的景氣變動の間にはどれだけの差異があるのかも説かれてゐない。總じて、初期資本主義時代における國民經濟ならびに財政が、近代のそれと如何なる體制的差異をもつかが明らかにされてゐないので、タウチャー教授の主張は、極めて説得力の弱いものになつてゐるのである。さらに進んで言へば、カメラ的國家干渉の目標ならびに限界についても、例へば、ベッヒャーとユスチとは、かなり大きな段階的差異がある。後者は自由競争の場合に生ずる状態をむしろ均衡的とするものであつて、國家的干渉の限界をかなり狭く解してゐるにもかゝらず、このやうな問題は本書では全くふれられず、一樣

に干渉主義者として説かれる。

タウチャー教授の著書は、その敘述の方法からみると、戦前のドライシッヒの著書 *Wilhelmine Dreissig: Die Geld- und Kreditlehre des deutschen Merkantilismus*, Berlin 1939 と同巧異曲のやうに思はれる。いづれも、博引傍證、原典から極めて自由な引用抜粹を行つてゐるが、引用の部分的精確性が、却つて原典の全體的主張を害するおそれがないとは言へないものである。しかしながら、他方において、問題の體系的處理と文獻の明示は、列傳體の著書の及びえない奇與である。とくにタウチャー教授の著書は、引用が克明であつて、長年の努力を思はせるものがある。

とにかくカメラ的財政論は本書によつてはじめてその全貌がとらへられたのである。敗戦後の荒廢のなかで、このやうな文獻がいつはやく生れたことに、よろこびを禁じ得ない。

(一九五一・一一・二五)